

「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」
改正検討会（令和3年度）の運営について

- 「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」改正検討会（以下「会議」という。）は、非公開とする。ただし、会議冒頭のみ、撮影等を可とする。

- 会議の資料は、公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、その一部または全部を非公開とすることができる。

- 会議の資料及び議事概要については、会議後、出席者の確認を取った上で、ホームページに公表する。